

経理の窓 8月号

平成21年8月1日号

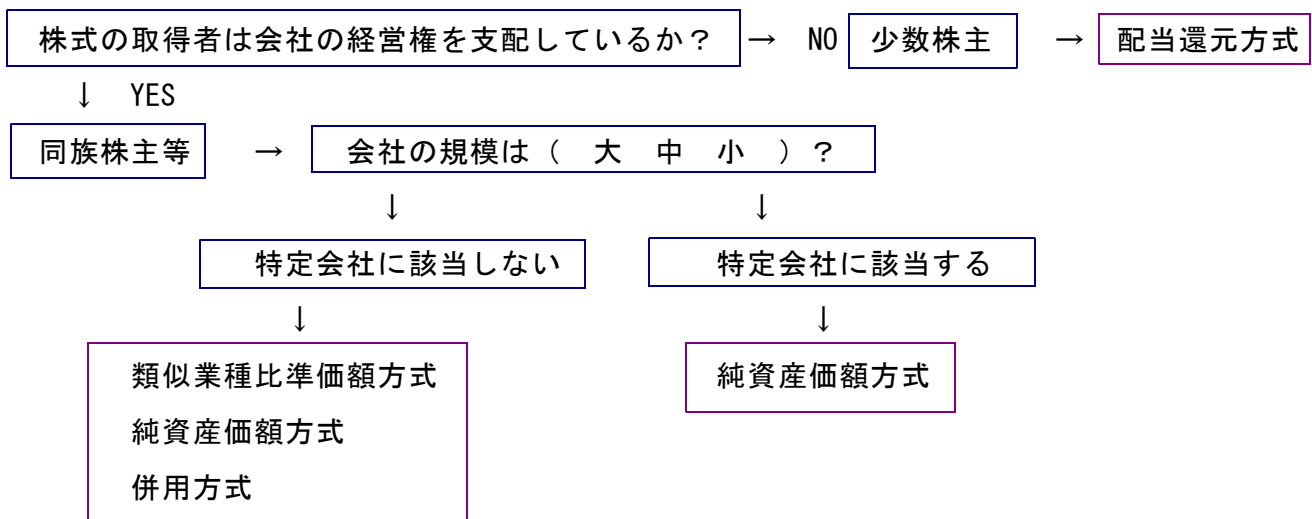
梅雨のような蒸し暑い毎日が続くと、カラッとした夏の太陽が、恋しくなります。

今月の税務	法人個人 : 6月決算法人の確定申告と納付 : 市・県民税の第2期分の納付 : 個人事業税の第1期分の納付
--------------	---

取引相場のない株式の評価のしかたについて

平成21年の税制改正で、中小企業の事業承継を円滑化するための非上場株式等に係る相続税、贈与税の納税猶予制度が創設されました。株式の評価のしかたについてまとめます。

1. 評価の流れ



2. 会社規模の判定

- ・従業員が100人以上の会社は、大会社になります。
- ・従業員が100人未満の会社は、大会社・中会社・小会社の区分表による直前期末以前1年間の売上高と従業員数を加味した総資産価額（帳簿価額）により会社規模を判定します。

〈算式〉

直前期末以前1年間の 総継続勤務従業員の数	+	左記以外の従業員の直前期末以前 1年間における労働時間の合計時間数	÷ 1800時間
直前期末以前1年間の 売上高による会社規模	< >	従業員を加味した総資産価額 (帳簿価額)による会社規模	∴ いずれか 大きい区分

従業員には、取締役、監査役などの役員は含まれません。

3. 評価の方法

(1) 大会社 類似業種比準価額によって評価します。

(2) 中会社 次に掲げる算式によって評価します。

$$\text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額} \times (1 - L)$$

Lは、会社の規模により、0.6、0.75、0.90とされます。

(3) 小会社 純資産価額によって評価します。

ただし、次に掲げる算式によって評価したときは、それによることができます。

$$\text{類似業種比準価額} \times 0.5 + \text{純資産価額} \times (1 - 0.5)$$

- ・ 類似業種比準方式は、類似業種の株価を基に、評価する会社の一株あたりの配当金額、利益金額及び純資産価額の3つで比準して評価する方法です。類似業種の株価等は、国税庁のホームページで閲覧できます。類似業種の株価は、毎月変わりますので、類似業種比準価額は計算したときの株価によっても、評価額が変わることになります。
- ・ 純資産価額方式は、会社の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した総資産の価格から負債や評価差額に対する法人税額相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法です。

(4) 同族株主以外の株主等が取得した株式は、配当還元方式で評価します。

配当還元方式は、その株式を所有することによって受け取る一年間の配当金額を、一定の利率(10%)で還元して元本である株式の価額を評価する方法です。

(5) 特定会社は、原則として、純資産価額方式により計算します。

次のような会社が特定会社となります。

- ・ 土地保有特定会社 ・ 株式保有特定会社
- ・ 直前期末において3比準要素がゼロである会社
- ・ 直前と直前々期末の比準要素数が1の会社
- ・ 開業後3年未満の会社、開業前の会社、休業中の会社、清算中の会社

取引相場のない株式の評価をするときには、「取引相場のない株式の評価明細書」を使用すると株価の計算ができるようになっています。この明細書は、国税庁のホームページからも入手することができます。

